

環 境 委 員 会 資 料

令 和 3 年 2 月 4 日

**【所管事務の調査（報告）】**

**資源物等の持ち去りへの対応方針（案）**

資 料 1 資源物等の持ち去りへの対応方針（案）

資 料 2 パブリックコメント手続き用資料

環 境 局

## 1 目的

本市において、集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去り行為（以下、「持ち去り」という。）が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針（案）を策定しました。今後、市民の皆様からの御意見を踏まえ、必要な取組を実施していきます。

## 2 現状

### 【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



- ・口頭での注意は可能だが、行為を禁止するような命令及び指導はできない。
- ・持ち去りを行う者に集合住宅敷地内の集積所等に不法に侵入された場合も、警察に相談するように市民にお伝えするほか、生活環境事業所でのパトロールを強化する等の対応までしかできない。

### 【対策の限界】

- ◎ 市民が集積所に出した資源物等を第三者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、市で収集を行うために粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去られることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

### 【参考①】持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
空き缶（t） 【アルミ缶】	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ（品目数）	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

### 【参考②】他都市における対策状況

【R3年2月1日現在】

政令指定都市（20市）	条例により禁止14市（他1市が要綱により禁止）
神奈川県内の市（18市）	条例により禁止15市

## 3 課題

- （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有しているが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせない。
- （2）持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例があるが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にバーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にある。  
市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されないことがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要になる。
- （3）ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいるが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第三者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがある。

### 【参考③】市長への手紙等による意見、苦情等の概要

- ・粗大ごみを出すと、市が委託していない業者が選別を行いながら、粗大ごみを回収していきます。勝手な回収もそうですが、不法投棄なども懸念されるので、行政指導を行ったほうがよいと思います。
- ・空き缶を出しても、いつも知らない人に持っていかれます。空き缶は資源物なので、売却により得た財源は川崎市のために使っていただきたいと思います。

## 4 持ち去りに対する基本的な方向性

- （1）持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていきます。  
また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していきます。
- （2）規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とします。
- （3）社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正します。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とします。
- （4）引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行います。また、ホームレス等の社会的弱者に対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していきます。

# 資源物等の持ち去りへの対応方針（案）

## 5 持ち去りへの対応について

### (1) 持ち去り禁止の対象とする品目

・下記の品目を持ち去り禁止の対象とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
<ul style="list-style-type: none"> <li>普通ごみ</li> <li>粗大ごみ</li> <li>空き缶</li> <li>空きびん</li> <li>ペットボトル</li> <li>小物金属</li> <li>使用済み乾電池</li> <li>ミックスペーパー</li> <li>プラスチック製容器包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)</li> <li>布類(衣類・古布等)</li> <li>びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん)</li> </ul> 

### (2) 条例により改正を予定している内容

#### ① 家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

- ・全ての行政収集対象品目の持ち去りを禁止
- ・全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

#### ② 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします

#### ③ 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします

#### ④ 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

### 今後のスケジュール

- ・令和3年2月12日～3月15日 パブリックコメントの実施
- ・令和3年4月 意見のとりまとめ、環境委員会への報告
- ・令和3年5月以降 検察協議の実施(約3か月間)
- ・令和3年9月以降 条例改正に係る手続き開始

※ 条例改正の公布後、十分な周知を行ったうえで、改正条例を施行します。条例施行後、さらに周知を行ったうえで、罰則適用を行う予定です。

## 6 条例改正後の基本的な対応方法

### (1) 持ち去りの発見・連絡

- 例1 不法投棄や集積所の公衆衛生の保全等を目的としたパトロールを実施中の市職員等が発見
- 例2 市民の方が発見した場合には、生活環境事業所等に連絡をしていただき、情報をもとに市職員等が現地に向かい、持ち去りの確認を実施

### (2) 持ち去りの防止対策

- ・スポット的なパトロール
  - ・集積所への注意喚起のポスター掲示
  - ・広報チラシの作成、HP及びTwitter等による周知
- 】などの取組を実施



### (3) 持ち去りの現場確認

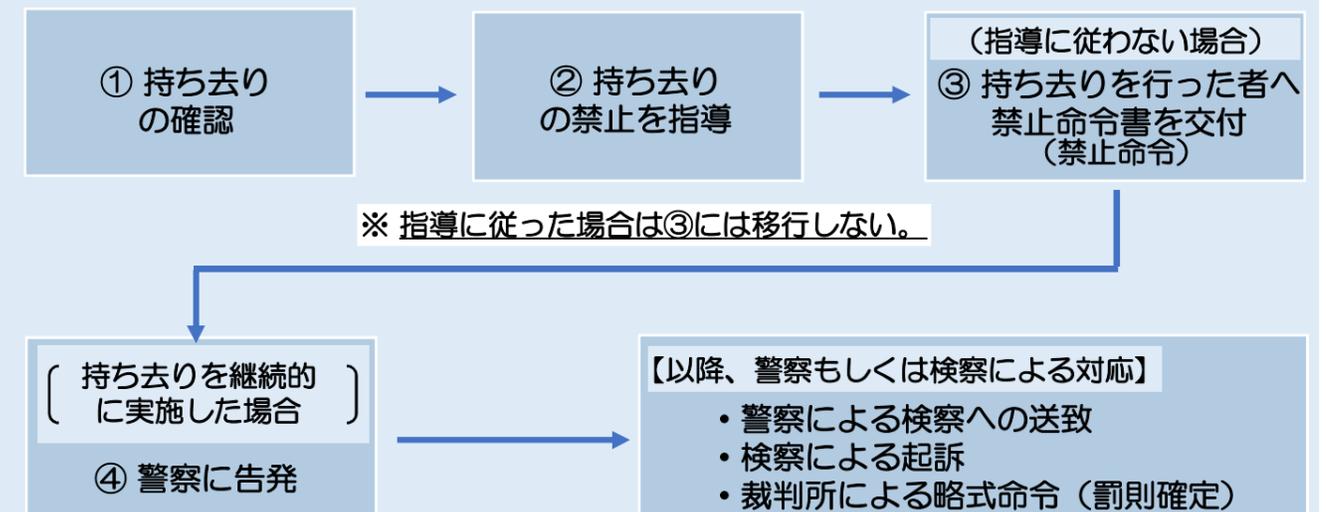
- ・持ち去りを確認した場合には、市職員等が持ち去り禁止について指導を行います。
- ・市職員等の指導に従わず、持ち去りをやめない場合や持ち去りを継続的に実施した場合、持ち去りを行った者に対し禁止命令書を交付します。
- ・禁止命令書を交付された者が、継続的に持ち去りを行ったこと(禁止命令違反)を確認した場合には、警察に告発します。

### (4) 持ち去りの禁止命令に従わない場合の現場確認以降の流れ

- ・警察による検察への送致
- ・検察による起訴
- ・裁判所による略式命令で罰則(罰金)が確定



### 【持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ】



## 資源物等の持ち去りへの対応方針（案） について御意見をお寄せください

本市において、所定の集積所及び資源集団回収の拠点からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去りが発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針（案）を策定しましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見募集の期間

令和3年2月12日（金）～令和3年3月15日（月）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局生活環境部収集計画課（川崎市役所第3庁舎16階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 各生活環境事業所
- (4) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール  
川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市環境局生活環境部収集計画課あて（川崎市役所第3庁舎16階）
- (3) ファクシミリ  
FAX 番号 044-200-3923（環境局生活環境部収集計画課）

#### 《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

### 4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い令和3年4月にホームページで公表します。

### 5 問い合わせ先

環境局生活環境部収集計画課

電話 044-200-2583 / FAX 044-200-3923

## 意見書

<b>題名</b>	資源物等の持ち去りへの対応方針（案）について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地) *区名まで			
<b>意見の提出日</b>	令和3年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 資源物等の持ち去りへの対応方針(案)に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

<b>部署名</b>	川崎市環境局生活環境部収集計画課		
<b>電話番号</b>	044 - 200 - 2583	<b>FAX番号</b>	044 - 200 - 3923
<b>住所</b>	〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4		